

地方消費者行政の充実強化を求める意見書

近年、輸入冷凍食品への毒物混入や、一連の食品偽装表示、ガス湯沸かし器による一酸化炭素中毒など、さまざまな分野で消費者被害が後を絶たない。

こうした中、本市の消費生活総合センターは、条例に基づき、消費生活の啓発、消費生活に関する相談及び苦情の処理等の事業を実施し、市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与している。

しかしながら、依然として厳しい地方自治体の財政状況下において、多様化、複雑化する消費者問題に対して、本市独自の取り組みにより消費者ニーズにこたえる十分な体制を整備、維持していくことは困難な状況となっている。

政府は消費者行政の一元化、強化の方針を打ち出し、消費者庁の設置などの政策を検討しているが、真に消費者利益が守られるためには、地方自治体における消費者行政の充実強化が不可欠である。

よって、国におかれでは、次の事項について必要な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 消費生活センターの設置、業務及び機能等を法的に位置づけ、消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築するなど、必要な法制度の整備を行うこと。
- 2 地方消費者行政の体制、人員及び予算を抜本的に拡充強化するための財政措置を講ずること。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者行政推進担当)

あて

横浜市議会議長

吉原訓